

社会福祉法人美浦村社会福祉協議会 福祉機器貸出事業実施要綱

平成22年11月12日会長決裁

(目 的)

第1条 この要綱は、美浦村内に居住する者で、障害、疾病その他の事由により福祉機器を必要とする者に対して、美浦村社会福祉協議会（以下「本会」という）が所有している福祉機器を貸出し、在宅福祉の推進に資することを目的とする。

(福祉機器と用途及び手数料)

第2条 貸出の対象となる福祉機器と用途及び搬入搬出に係る手数料は、別表のとおりとする。

(対象者)

第3条 福祉機器を貸出する対象者（以下「対象者」という。）は、美浦村内に居住し、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定又は法第19条第2号に規定する要支援認定を受けていない者で、貸出が必要と認められた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、本会会長が認めた場合は貸出を行うことができる。

(貸出申請と許可)

第4条 貸出を希望する者は、福祉機器貸出申請書（様式第1号）に必要事項を記入し申請する。

(貸出期間)

第5条 福祉機器の貸出期間は、最長1ヶ月で申請者の申請する期間とし、貸出期間満了後も引き続き貸出を受けようとする者は、前条の手続きをすることにより貸出期間を延長することができる。

(搬入搬出)

第6条 福祉機器の搬入搬出については、対象者が行うものとする。

2 対象者による搬入搬出が困難な場合は、別表に掲げる手数料をそれぞれ1回の搬入搬出の際徴収し、本会職員が行うものとする。

(使用料)

第7条 福祉機器の使用料は、無料とする。

(破損又は滅失)

第8条 対象者等の故意又は過失により、貸出用具の破損又は滅失等の事故が生じた場合においては、その補修等に要する費用は対象者の実費負担とする。

2 経年による機器の破損又は滅失は、その補修等に要する費用は本会の負担とする。

3 前2項以外の理由による破損又は滅失等の事故が生じた場合は、協議の上会長が負担割合を定める。

(返 還)

第9条 対象者は、次に該当するときは、貸出を受けている福祉機器を返還しなければならない。

- (1) 対象者が転出又は死亡したとき
- (2) 対象者が入院又は施設に入所したとき
- (3) 対象者が第3条の事由に該当しなくなったとき
- (4) その他、用途以外に使用したとき

(対象者に与えた損害)

第10条 福祉機器の使用に伴う対象者及び第三者への事故等の損害は、対象者自らの責務において処理するものとする。

(有効利用)

第11条 本会は、福祉機器の有効利用を図るため、福祉機器利用簿(様式第2号)を作成し、定期的な点検を行うとともに、利用促進に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この要綱に定めのない事項又は、この要綱に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて本会と対象者双方が協議して決定するものとする。

附 則

- 1、この要綱は、平成22年11月1日から施行する。
- 2、施行前に旧「社会福祉法人美浦村社会福祉協議会福祉機器貸与事業実施要綱」により貸出を受けていた場合は、従前の要綱による。

【別表】

No.	福祉機器名称	個数	保管場所	付属品	用途	搬入搬出 手数料	備考
1	スチール製 車椅子	1	福祉センター	なし	介護用	100円	
2	アルミ製 車椅子	4	福祉センター	なし	介護用	100円	
3	スチール製 車椅子	1	デイサービスセンター	なし	介護用	100円	介護事業に支障のない範囲とする
4	アルミ製 車椅子	9	デイサービスセンター	なし	介護用	100円	

福祉機器貸出申請書

申請日 平成 年 月 日

美浦村社会福祉協議会長 殿

申請者

住 所	
電 話	()
氏 名	印
対象者との関係	

下記により、福祉機器の貸出を申請します。

記

対 象 者	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話番号	
	住 所	美浦村		
	貸出が 必要な理由	疾病・障害・介護・その他	等級など	
(詳細)				
貸出希望機器	車イス ・ その他()			
貸出希望期間	平成 年 月 日()から 平成 年 月 日()まで			

※ このたびの借用につきまして、下記の事項を遵守履行いたします。

- ① 目的外では使用はしません。 ② 事故や破損が発生した場合はすぐ連絡します。
 (備品の搬送や使用中における破損・紛失等は、原則的に申請者がその損害を賠償することになっています)

※ 返却前に、破汚損の確認と「清掃」を必ず行ってください。

返却確認日	破汚損・清掃状況確認

事務局長	担当係員	受 付 日

